

社労 think NEWS

— 2024年 冬号 —

(併設 社労士家村事務所)



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

健康保険証の発行終了

以前にもお知らせしましたとおり、**12月2日**で**健康保険証の発行が終了**し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。この**切り替え前後**に手続きを行った場合の健康保険証等の発行について、協会けんぽからお知らせが出ています。(なお、協会けんぽへの加入事務は日本年金機構が実施しています)

12月1日以前に届出をしていたとしても、日本年金機構での**処理が12月2日以降**に行われた場合には、**健康保険証は発行されず**、資格情報のお知らせと資格確認書が発行されます。

12月2日以降に届出をした場合、原則として**資格情報のお知らせのみ**が発行されます。

詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/20241202/>

なお、令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の様式が**変更**され、「**資格確認書発行要否**」欄が**新たに設けられます**ので、新たに被保険者や被扶養者になる方が**資格確認書を必要とする場合は、届書の「□発行が必要」にチェックを入れて**ください。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

育児・介護休業法 規定例など公開

以前にもお知らせしましたとおり**来年4月と10月**に**改正育児介護休業法**が施行されます。先日、厚生労働省から、規定例の簡易版や、以前より詳しい改正ポイントの案内や改正法のQ&Aが公開されましたので、ご案内します。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001325224.pdf>

育児・介護休業等に関する規則の規定例【簡易版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000685056.pdf>

老齢年金請求・養育特例などの戸籍謄本省略

日本年金機構では11月1日から、マイナンバーを活用した行政機関間の情報連携により取得する戸籍関係情報の本格運用を開始しています。これに伴い、**老齢年金請求書等に添付する戸籍謄本または戸籍抄本の一部が省略可能**となりました。

子どもが3歳に達するまでの養育期間中に、標準報酬月額が低下した場合、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにする、いわゆる「**養育特例**」の申出をする際にも、**戸籍抄本等の省略が可能**です。

省略可能となった手続一覧は下記をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/mynumber/yoshiki/files/jouhourenkei.pdf>

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 09035225025 までお願いします。

Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

【年末年始等休業のお知らせ】

12月30日(月)午後～1月3日(金)まで
年末年始休業とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます

